

## 第25回

### 本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成28年8月26日(金)  
午後3時00分～午後16時45分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (8人)

会 長 9番 比嘉 由具

委 員 1番 太田 守隆  
2番 渡久地 真吾  
3番 高良 久

5番 大城 清一  
6番 仲田 英夫  
7番 我那覇 隆  
8番 知念 一義

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第124号 農地法第5条許可の取消し願いについて

議案第125号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第126号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第127号 非農地証明願いについて

6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大 濱 兼 愛

## 7、会議の概要

- 議長 ただ今から第25回本部町農業委員会の総会を開催いたします。  
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。
- 事務局 全員、出席しております。
- 議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、  
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。
- 議長 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで  
しょうか。  
(異議なし)
- 議長 異議がございませんので議事録署名員は7番委員と8番委員をお願いします。  
書記は事務局職員をお願いします。
- 議長 会議についてお諮りします。  
本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なし)
- 議長 異議がございませんので、本日一日限りといたします。
- 議長 議案に入ります。
- 議長 議案第124号 農地法第5条許可の取消し願いについて、  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第124号 農地法第5条許可の取消し願いについて、  
上記のことについて、別紙のとおり提出されていますので、  
農業委員会の意見を求めます。
- 事務局 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。  
番号1番 願出人について、  
譲受人:北谷町在住T氏  
譲渡人:本部町在住T氏  
申請農地 健堅582 登記畑 面積421㎡  
健堅592 登記畑 面積356㎡  
取消し理由 個人売買契約から法人売買契約へ変更するため。  
許可指令番号 H28.7.27 沖縄県指令北振第101-10号  
添付資料説明
- 議長 以上で説明を終わります。
- 議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。  
質問がある方はお願いします。
- 議長 質問がないようですので進めても宜しいでしょうか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 では、進めます。  
議案第124号について提案通り認めてよろしいですか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしとのことですので、議案第124号は可決致します。
- 議長 次に進みます。

議長 議案第125号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第125号 農地法第4条の規定による許可申請について  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第4条の規定による許可及び同法施行令第7条第1項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

それでは、1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。

番号1番 渡久地820-1 登記簿現況共に、畑 面積389㎡

渡久地821-1 登記簿現況共に、畑 面積95㎡

申請人:本部町在住K氏

転用目的:店舗兼住宅

転用理由:二世帯住宅兼店舗を建築したいため。

農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地

添付資料説明

番号2番 並里173-4 登記簿現況共に、畑 面積172㎡

申請人:本部町在住T氏

転用目的:店舗

転用理由:現在、美容室を賃貸で営業しているが、今後は自宅の隣で営業したいため。

農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地

添付資料説明

番号3番 浦崎774-2 登記簿現況共に、畑 面積260.19㎡

浦崎775-1 登記簿現況共に、畑 面積199.93㎡

申請人:本部町在住J氏

転用目的:一般個人住宅

転用理由:老朽化のため、自家を建築したい。

農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑の前に補足説明をお願いします。

1番委員 補足説明いたします。  
今日、現場パトロールをした際に実際に番号1番、番号2番、番号3番の土地を見たのですが、すべての土地について事前着工等もなく、面積的にも特に問題ないかと思います。

補足説明は以上です。

議長 補足説明が終わりました。質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 議案第125号について、他に何か質問はありませんか。

質問がないようですので、次に進めてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第125号は、提案通り認めるという事でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第125号については、提案通り可決致します。

次に進みます。

議長 議案第126号 農地法第5条の規定による許可申請について議案といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第126号 農地法第5条の規定による許可申請について

上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は4件です。

番号1番 崎本部4650 登記畑、現況畑 面積415㎡

譲渡人:東京都にある企業R

譲受人:本部町にある企業O

転用目的:資材置き場

転用理由:近隣で運営するゴルフ場の資材置き場のため。

売買による所有権移転

農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地

添付資料説明

番号2番 具志堅1830 登記現況共に、畑 面積327㎡

譲渡人:本部町在住G氏

譲受人:本部町在住O氏

転用目的:一般個人住宅

転用理由:現在、借家住まいなので自己住宅を建築したいため。

売買による所有権移転

農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地

添付資料説明

番号3番 健堅582 登記、畑 現況、畑 面積421㎡

健堅592 登記、畑 現況、畑 面積356㎡

譲渡人:本部町在住T氏

譲受人:北谷町にある企業T

転用目的:宿泊施設等

転用理由:環境の良さと宿泊施設に適しているため。

許可の取消しによる変更

農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地

添付資料説明

番号4番 瀬底330-1 登記現況共に、畑 面積520㎡

譲渡人:本部町在住T氏

譲受人:浦添市在住I氏

転用目的:一般個人住宅

転用理由:浦添市の自宅は長男に譲り、瀬底に住宅を建築したいため。

売買による所有権移転

農地区分:街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えた第3種農地

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。質疑の前に補足説明がありましたらお願いします。

5番委員

実際にパトロールに行って、申請地を見てきましたので、補足説明をします。  
議案第126号の申請地は番号1番から番号4番まで、全ての土地において、  
事前着工などもなく、面積を考えても特に問題はないかと思います。

補足説明は以上です。

議長

補足説明が終わりましたので、質疑に入ります。  
質問がありましたらお願いします。

特に無いようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)  
異議なしとのことですので、議案第126号は提案通り認めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
異議なしとのことですので、議案第126号は可決いたします。

次に進みます。

議長 議案第127号 非農地証明願いについて議案といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第127号 非農地証明願いについて  
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条に  
規程する農地又は採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は5件です。

番号1番 願出人:本部町にある企業M  
申請農地:北里660-1 登記畑 面積464㎡  
申請要旨:30年以上畑として使用していない。  
所有者:那覇市在住K氏  
添付資料説明

番号2番 願出人:本部町在住N氏  
申請農地:大嘉陽508 登記、畑 面積950㎡  
申請要旨:雑草雑木が生い茂り、また、大量の雨が降ると窪地になっている当該地へ  
流れ込んでくるため、畑として利用が困難。  
所有者:願出者に同じ  
添付資料説明

番号3番、願出人:東京都在住M氏  
申請農地:石川893-3 登記、畑 面積8.56㎡  
申請要旨:耕作したことがなく、雑木が繁茂しているため。  
所有者:願出者に同じ  
添付資料説明

番号4番、願出人:本部町在住F氏  
申請農地:山里514-1 登記、畑 面積908㎡  
申請要旨:長い間放置していたため、雑草、雑木が生い茂り畑として使用することが  
困難であるため。  
所有者:本部町在住F氏  
添付資料説明

番号5番、願出人:本部町在住S氏  
申請農地:嘉津宇220-3 登記、畑 面積33㎡  
申請要旨:当該地は長い間放置され、雑草・雑木が繁茂しているため。  
所有者:本部町在住K氏  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑に入る前に、補足説明がありましたら、お願いします。

2番委員 議案第127号 非農地証明願いについての補足説明を行います。

まず、番号2番、番号3番、番号4番、番号5番の土地について、  
パトロールをして実際に見に行ったのですが、  
今言った番号のいずれの土地も、雑草が生い茂り、雑木があつて、

畑として使用する事ができないような土地でした。

次に番号1番の土地についてですが、  
この土地は写真を見てもらえるとわかる通り、草は少し生えていますが、  
少し手を加えたらすぐにでも畑として使用する事ができるような土地です。

議案第127号の補足説明は以上です。

議長 議案第127号の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。  
何か質問がありましたらお願いします。

議長 質問がないようですので、進めても宜しいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

議長 では、パトロールに行った2番委員の補足説明の通り、番号2番の土地については、  
すぐにでも畑として使えるとの事なので非農地としては認められず、  
それ以外の番号2番、番号3番、番号4番、番号5番の土地は、畑として使用する事は  
できないという事ですので、提案通り認めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

議長 では、議案第127号 非農地証明願いについては、  
番号1番の土地は否決、  
番号2番、番号3番、番号4番、番号5番については可決と致します。

次に進みます。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 16時45分

議事録署名員

7番 我那覇 隆

8番 知念 一義

本部町農業委員会会長  
会長 比嘉 由具

